議　　第　　１２２　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４１年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項第１号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項第７号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳に達する日の翌日)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。